

令和元年度桜井市財務書類報告書

～統一的な基準による財務書類～



令和3年3月

内容

1. 地方公会計制度の背景.....	1
(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計	1
2. 財務書類とは.....	2
(1) 財務書類の構成	2
(2) 勘定科目の説明	5
3. 桜井市の財務書類について	11
(1) 貸借対照表	11
(2) 行政コスト計算書.....	12
(3) 純資産変動計算書.....	13
(4) 資金収支計算書	14
4. 財務書類分析.....	15
(1) 財務指標分析	15

1. 地方公会計制度の背景

(1) 地方公共団体の現状及び地方公会計

税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会によるチェックが働く仕組みになっています。（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

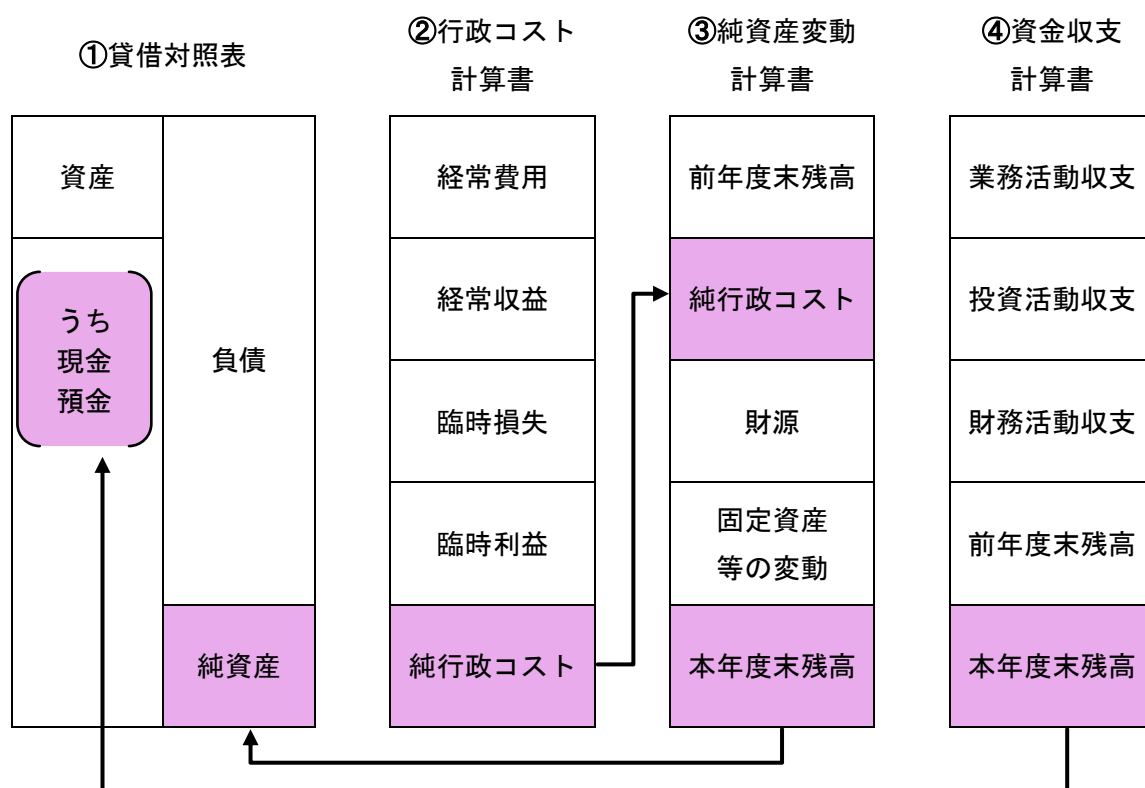
一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところです。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものです。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくい減価償却費などのコストや資産や負債というストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

2. 財務書類とは

(1) 財務書類の構成

財務書類の体系は、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書、注記となります。①～④の財務書類は相互関係があり、以下の図の通りとなります。



- ◇ 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ◇ 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ◇ 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。
- ◇ 附属明細書は「財務書類作成要領」の様式第5号の通り作成します。

財務書類の対象となる範囲について、以下の図の通り作成することとなります。



本年度の財務書類は、上図の通り各会計の対象範囲にて作成しています。なお、奈良県市町村総合事務組合の退職手当事業においてはみなし連結により財務書類を作成しています。

連結対象先を合算した結果、内部取引を相殺する必要があります。この相殺については以下の通り実施します。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	資産購入と売却の相殺消去
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	委託料の支払と受取
補助金支出と補助金収入	利息の支払と受取
会計間の繰入れ・繰出し	

相殺対象と相殺対象外の区分については総務省公表の「連結財務書類作成の手引き」のP. 27 のNo81 に準拠しています。

【特記事項】

- ◇ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法第235条の5等）を注記します。
- ◇ 財務書類の表示金額単位は、百万円とします。なお、百万円単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示します。
- ◇ 説明中の数値は、四捨五入の関係上合計等が一致しない場合があります。

(2) 勘定科目の説明

貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、道路や下水道など性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	地方自治法第239第1項に規定するもので、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の車両・備品などの資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には地方自治法第238条第1項第7号により出捐金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から1年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	地方自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金が徴収不能になった場合に備え、過去の徴収不能実積率により算定したもの

流動資産	
現金預金	現金及び現金同等物
未収金	現年調定の収入未済額
短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの。
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金・短期貸付金が徴収不能となった場合に備え、過去の徴収不能実績率により算定したもの
負債の部	
固定負債	
地方債	償還予定が1年超の地方債
長期未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
流動負債	
1年内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
前受金	対価の收受があり役務の提供を行っていないもの
前受収益	対価の收受があり役務の提供が継続中のもの
賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
預り金	第三者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員給与や共済費など職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費、使用料及び賃借料、光熱水費など消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	一部事務組合への負担金など政策目的による補助金等
社会保障給付	福祉医療や児童手当、障害者支援など社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	国民健康保険特別会計や水道事業会計など地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	地方公共団体が提供するサービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益

臨時損失	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の臨時損失
臨時利益	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
その他	上記以外の臨時利益

純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等

資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

資金収支計算書

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入

投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入	
国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入
基金取崩収入	基金取崩による収入
貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
資産売却収入	資産売却による収入
その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支	
財務活動支出	
地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入	
地方債発行収入	地方債発行による収入
その他の収入	上記以外の財務活動収入

3. 桜井市の財務書類について

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	57,730	84,157	86,189
有形固定資産	50,379	80,327	81,561
事業用資産	30,233	30,359	31,308
インフラ資産	19,746	48,855	48,855
物品	401	1,113	1,398
無形固定資産	644	1,617	1,621
投資その他の資産	6,707	2,214	3,007
流動資産	809	3,699	4,171
現金預金	273	2,231	2,564
未収金	73	538	572
基金	462	898	1,002
その他流動資産	2	33	34
資産合計	58,539	87,856	90,360
負債の部			
固定負債	22,488	45,997	47,721
地方債	19,063	30,107	31,036
退職手当引当金	3,089	3,281	4,054
その他固定負債	337	12,610	12,631
流動負債	2,494	4,204	4,547
1年内償還予定地方債	2,055	3,133	3,267
賞与等引当金	299	320	380
その他流動負債	141	752	900
負債合計	24,983	50,202	52,268
純資産の部			
固定資産等形成分	58,197	85,061	87,197
余剰分（不足分）	▲24,640	▲47,407	▲49,105
純資産合計	33,557	37,654	38,092
負債・純資産合計	58,539	87,856	90,360

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	20,453	32,573	41,864
業務費用	10,715	12,791	14,461
人件費	4,485	4,680	5,828
職員給与費	3,162	3,336	4,300
その他人件費	1,323	1,344	1,528
物件費等	5,906	7,506	7,929
物件費	3,842	4,817	5,096
維持補修費	153	238	249
減価償却費	1,908	2,277	2,411
その他物件費	4	174	174
その他の業務費用	324	605	705
移転費用	9,737	19,782	27,403
補助金等	2,692	14,839	14,882
社会保障給付	4,885	4,892	12,442
その他移転費用	2,161	51	79
経常収益	1,201	2,832	3,516
使用料及び手数料	678	2,183	2,187
その他経常収益	523	649	1,328
純経常行政コスト	19,251	29,742	38,348
臨時損失	69	94	94
臨時利益	10	10	11
純行政コスト	19,311	29,825	38,431

(4) 資金収支計算書

(単位：百万円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支			
業務支出	18,342	29,877	39,014
業務費用支出	8,605	10,095	11,611
移転費用支出	9,737	19,782	27,403
業務収入	20,102	32,555	41,736
臨時支出	53	53	53
臨時収入	-	-	-
業務活動収支	1,707	2,625	2,670
投資活動収支			
投資活動支出	2,780	3,929	4,027
公共施設等整備費支出	2,055	3,010	3,054
基金積立金支出	723	918	971
その他投資活動支出	2	2	2
投資活動収入	872	1,186	1,269
国県等補助金収入	349	583	584
基金取崩収入	496	576	658
その他投資活動収入	26	26	27
投資活動収支	▲1,908	▲2,743	▲2,759
財務活動収支			
財務活動支出	2,497	3,682	3,748
地方債償還支出	2,415	3,483	3,544
その他財務活動支出	81	198	205
財務活動収入	2,444	3,675	3,702
地方債発行収入	2,399	3,363	3,389
その他財務活動収入	44	313	313
財務活動収支	▲53	▲6	▲47
本年度資金収支額	▲254	▲124	▲135
前年度末資金残高	472	2,282	2,623
本年度末資金残高	218	2,159	2,488
本年度末現金預金残高	273	2,231	2,564

4. 財務書類分析

(1) 財務指標分析

資産形成度 : 将来世代に残る資産はどのくらいあるか

◆ 有形固定資産の行政目的別割合

割合	(一般会計等ベース)			
	生活インフラ・国土保全	45.03%	産業振興	4.99%
教育	30.47%	消防	0.54%	
福祉	3.10%	総務	7.29%	
環境衛生	8.58%	合計	100.00%	

- 生活インフラ・国土保全
- 教育
- 福祉
- 環境衛生
- 産業振興
- 消防
- 総務

割合	(全体会計ベース)			
	生活インフラ・国土保全	54.00%	産業振興	3.13%
教育	19.11%	消防	0.34%	
福祉	1.95%	総務	4.57%	
環境衛生	16.90%	合計	100.00%	

- 生活インフラ・国土保全
- 教育
- 福祉
- 環境衛生
- 産業振興
- 消防
- 総務

生活インフラ・国土保全	道路、橋梁、公園、下水道、公営住宅など
教育	小学校、中学校、図書館、埋蔵文化財センターなど
福祉	保育所、ふれあいセンター、老人憩の家など
環境衛生	グリーンパーク、火葬場、水道など
産業振興	観光センター、まほろばセンターなど
消防	消防機具庫、消防車、防火水槽など
総務	庁舎、普通財産、その他上記以外の資産など

計算式	各行政目的別資産額 ÷ 有形固定資産合計
コメント	行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。また、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討する資料となります。

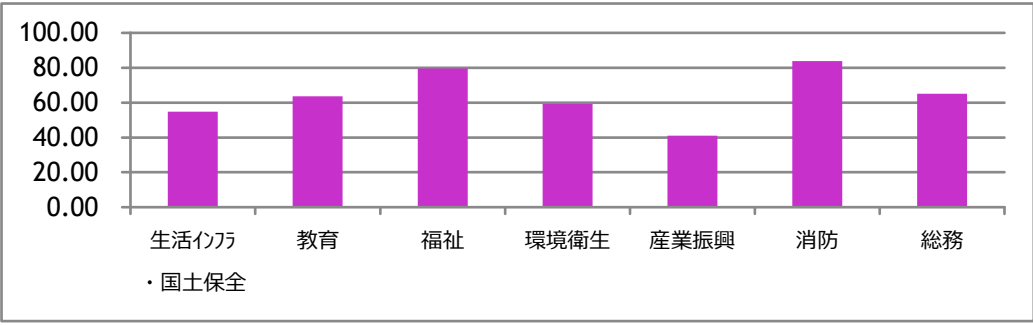
◆ 住民一人当たり資産額

金額	一般会計等 1,033 千円 全体会計 1,551 千円 連結会計 1,595 千円
計算式	資産合計 ÷ 住民基本台帳人口
コメント	桜井市所有の資産を住民一人当たりの金額を算出したものです。

◆ 歳入額対資産比率

比率	一般会計等 2.5 年 全体会計 2.2 年
計算式	資産合計 ÷ 当該年度歳入合計
コメント	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

◆ 有形固定資産減価償却率

比率	一般会計等 66.26% 全体会計 57.97% 全体会計ベースによる行政目的別内訳 
計算式	減価償却累計額 ÷ (有形・無形固定資産取得価額 - 非償却資産額)
コメント	耐用年数に対して資産（土地や建設仮勘定等以外）の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

世代間公平性 : 将来世代と現世代との負担の分担は適切か

◆ 純資産比率

比率	一般会計等 57.32% 全体会計 42.86% 連結会計 42.16%
計算式	純資産合計 ÷ 資産合計
コメント	資産形成について過去及び現世代が既に負担してきた割合を表しています。経年比較することで現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなります。

◆ 社会資本等形成の世代間負担比率

比率	一般会計等 22.22%
計算式	(地方債 + 1年内償還予定地方債 - 特例地方債) ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産)
コメント	社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握し、純資産比率と合わせて見ていく比率です。社会資本等の資産をもつために地方債に頼りすぎると、この比率は高くなります。特例地方債とは臨時財政対策債、減収補てん債特例分、減収補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政特例債を表します。

持続可能性 : 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)

◆ 住民一人当たり負債額

金額	一般会計等 441 千円 全体会計 886 千円 連結会計 923 千円
計算式	負債合計額 ÷ 住民基本台帳人口
コメント	桜井市が抱える負債を住民一人当たりの負担額を表したものです。

◆ 基礎的財政収支 (プライマリーバランス)

金額	一般会計等 154 百万円 全体会計 534 百万円 連結会計 536 百万円
計算式	業務活動収支 (支払利息支出を除く) + 投資活動収支 (基金収支を除く)
コメント	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスを表すものとなります。この数値がマイナスであると、地方債発行を行わなければ支出金額を賅えなかったことを示しています。

◆ 債務償還可能年数

年数	一般会計等 13.6 年
計算式	(将来負担額 - 充当可能基金残高) ÷ (業務収入等 - 業務支出)
コメント	地方債が償還財源上限額の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

効率性 : 行政サービスは効率的に提供されているか

◆ 住民一人当たり純行政コスト

金額	一般会計等 341 千円 全体会計 527 千円 連結会計 678 千円
計算式	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口
コメント	地方公共団体の全ての行政活動の効率性を測定することができます。フルコストによる一人当たりの金額を算出します。

◆ 住民一人当たり性質別行政コスト

金額	人件費	補助金等
	一般会計等 79 千円	一般会計等 48 千円
	全体会計 83 千円	全体会計 262 千円
	連結会計 103 千円	連結会計 263 千円
	物件費等（減価償却費を除く）	社会保障給付
	一般会計等 71 千円	一般会計等 86 千円
	全体会計 92 千円	全体会計 86 千円
	連結会計 97 千円	連結会計 220 千円
	減価償却費	
	一般会計等 34 千円	
全体会計 40 千円		
連結会計 43 千円		
計算式	各性質別コスト ÷ 住民基本台帳人口	
コメント	各性質別（人件費、物件費等など）の住民一人当たりの金額を算出することで、「住民一人当たり行政コスト」をより詳細に把握することができます。	

弾力性 : 資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか

◆ 行政コスト対税収等比率

比率	一般会計等 100.16% 全体会計 98.29% 連結会計 98.91%
計算式	純経常行政コスト ÷ (税収等 + 国県等補助金)
コメント	純経常行政コストに対してどれだけが今年度の負担（税収等や国県等補助金）で賄われたかを表しています。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低く、100%を上回ると過去から蓄積した資産が取崩されたか、翌年度以降の負担が増加したことを表します。

自律性 : 歳入はどのくらい税収等で賄われているか(受益者負担の水準はどうなっているか)

◆ 受益者負担比率

比率	一般会計等 5.87% 全体会計 8.69% 連結会計 8.40%
計算式	経常収益 ÷ 経常行政コスト
コメント	経常収益（使用料・手数料など）を経常費用（人件費・物件費等など）と比較することで行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

【備考】

住民一人当たりの額を計算する場合、令和元年度末（令和2年3月31日）の住民基本台帳人口 56,643人 を用いています。